

情報

日本年金機構からお知らせが届きます！
20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20～60歳の人は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。

20歳になった人には、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします。

※仕事をしていて勤務先の厚生年金、共済年金に加入している人を除く。

20歳になってからおおむね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」や保険料の納付免除・猶予制度と学生納付特例制度の申請書などが送付されます。

注2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」などが届かない場合は、国民年金加入手続きが必要のため、市役所または日本年金機構三島年金事務所
で手続きをしてください。

※次の①②に該当する人は、国民年金第1号被保険者として加入する必要はありません。

- ① 20歳直前で海外出国した人
→「国民年金加入のお知らせ」が届いた人は、日本年金機構三島年金事務所へご連絡ください。
- ② 20歳になったときに、配偶者（厚生年金・共済年金に加入している人）の扶養となっている人
→配偶者の勤務先へ連絡し、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

■年金手帳について
別途送付されます。※厚生年金保険の被保険者だった人、共済年金に加入していた人などを除く
問日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166
問保険年金課 ☎ 983・2606

情報

三島成人式記念駅伝大会開催における
交通規制のお知らせ

大会当日、コース周辺およびコース上で交通規制が実施されます。迂回などご協力をお願いします。

時 1月10日(日) 午前9時30分スタート
全面通行止め区間 午前9時～正午
コース 長伏グラウンド⇄狩野川河川敷
問スポーツ推進課 ☎ 987・7571



▲前回大会スタート時の様子



情報

ひとりで悩まず、早めの相談！

「市民法律相談」「相続・登記相談」「市民不動産相談」をご利用ください

無料相談で、専門家と一緒に自分の抱える問題を解決しませんか。相談者の秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。完全予約制ですので事前の連絡をお願いします。

弁護士による法律相談

時原則第1 火曜、第2 水曜、第3 木曜、最終水曜日
午前10時～午後4時

内 金銭貸借、借地借家の契約、相続、離婚、損害賠償の請求など、民事全般に関する相談

相談時間 1回20分

司法書士による相続・登記相談

時原則第1 水曜、第3 水曜日午後1時～4時

内 相続の手続き全般をはじめ、土地の贈与や売買など不動産の登記手続きについての相談

相談時間 1回20分

県宅地建物取引業協会による不動産相談

時原則第1 水曜日午後1時～4時

内 不動産の売買、賃貸借契約、業者とのトラブル、借地借家などに関する相談

相談時間 1回30分

共通事項

場 市民生活相談センター（市役所本館1階）

注▶同一案件は1回限り

▶営利企業などの活動に伴って生じる問題（事業活動など）に関する相談は不可

▶相談日は変動することがあります。市ホームページまたは市民カレンダーでご確認ください。

申・問各相談日の2週間前から（先着順）

市民生活相談センター ☎ 983・2621

募集

紹介してください！

広報みしま「がんばった三島市民」

広報みしま3月1日号では、全国大会などで活躍した市民の皆さんを紹介する予定です。情報をお寄せください。

※あくまでも情報提供をお願いするもので、掲載を約束するものではありません。

内 次の①～③をすべて満たす人

- ①市内出身または市内で主に活動している
- ②令和2年1月1日～12月31日に全国規模以上の大会で上位入賞
- ③写真撮影を含む取材や、大会当日の写真提供に協力できる

申 1月22日(金)までに詳細がわかる資料▶紹介者の氏名、住所、電話番号▶該当者の名前、住所、年齢、電話番号、大会名を広報情報課 ☎ 411・8666 北田町4・47、✉ kouhou@city.mishima.shizuoka.jp

募集

スルガ銀行パートナーシップ協定事業

山本昌邦さんサッカー教室

時 2月11日（木・祝）

午前10時45分～午後0時30分

受付：午前10時15分から

場 浄化センター広場（雨天中止）

対 市内の小学4～6年生

定 15人程度※応募多数時抽選

持 ボール（持っている人）、飲み物、防寒着、着替え

申 1月31日(日)までに、氏名（ふりがな）、住所、電話番号、性別、学年、生年月日、をメールまたはFAXで商工観光課 FAX 983・2754

✉ syoukou@city.mishima.shizuoka.jp

問 商工観光課

☎ 983・2655



※新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期または内容変更する場合があります。（最新情報は市ホームページでご確認ください。）